

【中国】法治宣传教育法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

* 2025年9月、国民の遵法意識を高め、法治（法による統治）を強化するため、法治の内容及び政府、学校、社会等の各主体が負う法治の宣伝・教育の義務等が、法律で定められた。

1 背景と経緯

中国では、文化大革命（1966～1976年）終結後、その反省から法治（法による統治）が重視され¹、1985年から、国民への法知識の普及及び遵法意識の向上等を目的とする5か年計画²が継続的に策定され、1999年、国の基本方針として「法による国家統治」³が憲法に規定された。

2012年に発足した習近平政権では、法治の一層の強化を図り、2014年、「法による国家統治」の全面推進に関する中国共産党中央委員会の決定⁴がなされた。2020年、全面的な「法による国家統治」に関する中国共産党中央委員会の工作会议⁵が開催された。2021年には、法治の宣伝及び教育に関する5か年計画⁶が策定され、法治宣传教育法の制定が盛り込まれた。同法は、2023年4月から全国人民代表大会で草案の起草が進められ、2025年9月12日に同常務委員会で可決され、同日公布、同年11月1日に施行された⁷。以下、その主な内容を紹介する。

2 概要

(1) 法治の宣伝・教育の目的、方針及び内容

本法は、法治の宣伝・教育の強化、全国民の法治の素養及び社会統治の法治化水準の向上、社会全体が法を尊び、学び、守り、用いる気風の形成、より高次の社会主義法治国家の建設等を目的とする（第1条）。法治の宣伝・教育では、習近平法治思想⁸を貫徹し、社会主義の法治

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年12月5日である。中国の法律等の原文は、国家法律法規データベース（「国家法律法规数据库」<<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>）から閲覧した。

¹ 文化大革命期の混乱は、個人の意志による専制的な「人治」のためにあったと後に批判され、これに対する「法治」の確立が求められるようになったとされる。天児慧ほか編『岩波現代中国事典』岩波書店、1999, pp.571-572.

² 1985年、国民全体への法律常識の基本的普及に関する5か年計画（「中共中央宣传部、司法部关于向全体公民基本普及法律常识的五年规划（摘要）」『中华人民共和国国务院公报』1985年36号、1986.1, pp.1172-1176）が策定され、第2期（1991～1995年）以降は、「法制の宣伝・教育」に関する5か年計画に、さらに第7期（2016～2020年）以降は、「法治の宣伝・教育」に関する5か年計画と改称された。

³ 1982年制定の憲法第24条では、国は「規律及び法制に係る教育」等を進めると定められた。また、1999年の憲法改正により、同第5条に、中国は「法による国家統治」（「依法治国」）を実行し、「社会主義の法治国家」を建設するという条文が加えられた。

⁴ 中国の特色ある社会主義法治の道の堅持、憲法を核心とする社会主義法体系の整備、法治政府及び法治社会の建設推進等が決定された。「中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定」2014.10.28. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/2014-10/28/content_2771946.htm>

⁵ 「习近平在中央全面依法治国工作会议上发表重要讲话」2020.11.17. 中国政府网 <https://www.gov.cn/xinwen/2020-11/17/content_5562085.htm>

⁶ 「中共中央 国务院转发《中央宣传部、司法部关于开展法治宣传教育的第八个五年规划（2021-2025年）》」2021.6.15. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/2021-06/15/content_5618254.htm>

⁷ 「中华人民共和国法治宣传教育法」中華人民共和国主席令第55号。全7章65か条から成る。第1章：総則（第1条～第12条）、第2章：社会における法治の宣伝・教育（第13条～第32条）、第3章：国の職員の法治の宣伝・教育（第33条～第38条）、第4章：青少年の法治の宣伝・教育（第39条～第44条）、第5章：保障及び監督（第45条～第58条）、第6章：法的責任（第59条～第63条）、第7章：附則（第64条、第65条）。

⁸ 2020年に開かれた全面的「法による国家統治」工作会议で、習近平国家主席が提示した「11の堅持」（中国共産

の精神を宣揚し、法治を社会の共通認識及び基本ルールとする（第2条）。国は、国民に法治に係る生涯教育の制度を実施し、法治教育を学校教育、社会教育等の体系に組み込む（第4条）。

法治の宣伝・教育の主な内容には、①習近平法治思想、②憲法の規定、原則及び精神、③法治の原則及び法律の制度・常識、④全面的な「法による国家統治」の実践及び成果、⑤社会主義の法治の文化、中華の優れた伝統的法律文化等が含まれる（第5条）。

（2）憲法等に関する宣伝・教育

法治の中でも憲法は重視され、国は、憲法の宣伝・教育を常態化させ、社会全体の憲法意識を強化する（第13条）、憲法並びに香港及びマカオ特別行政区の基本法に定める憲政秩序に係る両行政区住民の意識を強化する（第14条）等のほか、重点的な教育対象である国の職員に対し、憲法の宣伝・教育を強化し、憲法宣誓制度を実施し、国の職員が憲法に忠実であり、これを遵守するよう奨励・教育する（第33条）等の規定が設けられた。そのほか、国家安全に関する法治の宣伝・教育を強化し、全国民の国家安全の意識を強化することが明記された（第15条）。

（3）青少年に対する法治の宣伝・教育

国の職員等のほか、青少年は、宣伝・教育を行う重点対象と位置付けられる⁹。本法では、国、社会、学校及び家庭は、青少年の家庭生活、学校生活、社会活動に必要な法の知識を普及させ、青少年の遵法意識等を育むべきことが明記された（第39条）。教育行政部門は、学校教育の各段階に法治教育を組み込み（第40条）、小中高校では、法治担当の副校長を採用し（第41条）、裁判・検察機関等は、学校での法治教育を支援し（第42条）、未成年者の保護者は、未成年者に法治教育を行う能力等を向上させなければならない（第43条）等の規定が設けられた。

（4）法治の宣伝・教育の実施者

「法の執行者が法の普及を行う」原則¹⁰に従い、国の機関は、法の普及に係る責任制度を実施し（第9条）、法令の制定機関は、立法の全過程での宣伝・解説を強化し、意見募集等により、社会の参加を拡大すべきこととされた（第17条）。そのほか、行政機関（第18条）、監察・裁判・検察機関（第19条）、少数民族（第20条）、宗教（第21条）、緊急対応管理、衛生健康等（第23条）等の各部門に対し、職責に応じた法治の宣伝・教育の実施が義務付けられた。

また、報道メディア及びネットワークサービス提供者は、公共の利益のため法の普及を行う責任が求められ、法治に係る公共広告、報道の掲載等を行い（第49条）、文化観光、報道出版等の部門は、法治に係る文芸作品等の創作及び宣伝を奨励・支援する（第50条）とされた。

（5）ネットワーク空間における法治の宣伝・教育

インターネット等のネットワーク空間における法治¹¹に関して、政府のネットワーク情報等の部門は、ネットワークサービス提供者及び利用者に対する宣伝・教育を強化し、自ら法規を遵守し、公共道徳を尊重し、安全なネットワーク環境を作るよう導くものとし（第22条）、同サービス提供者は、従業員及び利用者に法治の宣伝・教育を行うこととされた（第31条）。

党による指導、憲法による統治、法治による国家統治の体制及び能力の現代化、国内の法治と外国と関わる法治の統合的推進等の、堅持すべき11項目）を中心的内容とする。「学习资料|习近平法治思想」共产党员网 <<https://www.12371.cn/2025/02/06/ARTI1738807387913394.shtml>>

⁹ 2016年、青少年に対する法治教育の目標、具体的な内容等を定める大綱が策定された。「教育部 司法部 全国普法办关于印发《青少年法治教育大纲》的通知」2016.7.18. 教育部 <http://www.moe.gov.cn/srcsite/A02/s5913/s5933/201607/20160718_272115.html>

¹⁰ 中国語原文「谁执法谁普法」。

¹¹ 2023年、中国政府によるネットワーク空間の法治の取組の成果を紹介する白書が公開された。「新时代的中国网络法治建设」2023.3.16. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/2023-03/16/content_5747005.htm>